

資料編（自己資本の充実等に関する開示）

自己資本の充実等に関する定性的な開示

〈単体・連結での自己資本比率に関する事項〉

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本総額は平成19年3月末現在451億3百万円となっており、主な内訳は会員のみなさまからの出資金11億15百万円の他、過去の利益を積み立ててきた特別積立金418億円と利益準備金11億15百万円及び一般貸倒引当金8億5百万円などです。

詳しくは、本誌資料編41ページに記載しております「自己資本の充実の状況」をご参照ください。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

平成19年3月末現在の自己資本比率は国内基準である4%の4倍以上となる17.80%となりました。自己資本総額の92%超が過去の利益を積み立てた特別積立金であり負債性の資本調達手段等が無いことから、極めて健全な内容と考えております。今後の自己資本充実に向けた方針としては、引き続き毎年の利益を確実に積み立てることに取り組みたいと考えており、当金庫の伝統である堅実経営、狭域高密度経営を堅持してまいります。

3. 信用リスクに関する事項

(1) 信用リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、当金庫の貸出先や当金庫が購入した債券や株式（以下「有価証券」といいます）を発行した企業の財務内容が悪化し、貸出金や有価証券の元本や利息の回収が困難になることによって損失を被る危険をいいます。

当金庫では、貸出金や有価証券の信用リスクを適切に把握・管理する事により、適切な収益を安定的に確保できる資産構成を構築することを基本方針としていますが、社会的責任として地域経済を支えるという経営方針を実現するため、貸出金については地域のために必要なリスクを負担できるだけの自己資本を確保することにも取り組んでいます。

貸出金の信用リスク管理手続きとしては、新規のご融資に際して融資審査基準に基づき資金使途や返済原資などのチェックを行い、必要に応じて担保差し入れなどを条件とさせていただいており、一定金額以上の大口ご融資先については定期的に現況報告会を開催しております。また、将来の損失に備えるため、過去の貸倒実績に基づいて引当金を計上しており、急激な環境変化によって万一地域経済が大きなダメージを受けた場合でも、損失額が自己資本総額の一定割合を上回らないように管理しています。

有価証券の信用リスク管理手続きとしては、格付機関による格付けを参考にリスクと利回りのバランスから購入、売却の判断を行っています。一般的に、債券の信用リスクは債券の価格（利回り）に反映されることから、

保有する有価証券の時価が簿価を一定の比率で下回った場合に損失処理を行うことを規定化するとともに、損失処理基準に抵触しない有価証券の含み損の合計が自己資本総額の一定割合を上回らないように管理しています。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際の分母に相当する額（「リスク・アセット」といいます）を計算するために、貸出金や有価証券の種類などに応じて法令で定められた掛け目をいいます。

当金庫では、法令で定められた適格格付機関のうち以下の4社による依頼格付と呼ばれる評価を取得している有価証券等については、当該格付に応じたリスク・ウェイトを適用する事としております。

- ①株式会社 格付投資情報センター（R&I）
- ②株式会社 日本格付研究所（JCR）
- ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- ④スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス

(3) エクスポート・リジヤーの種類毎のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

当金庫では、貸出金、国内債券、外国債券等エクスポート・リジヤーの種類にかかわらず、前記（2）に記載した4社による依頼格付を取得している場合には、法令に基づき高い方から2番目の格付（1社のみの場合は当該格付）によるリスク・ウェイトを適用する事としております。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクの管理では、例えば貸出金であれば、融資審査基準に基づき資金使途や返済原資などを確認して可否判断を行うことを基本としていますが、貸出先の財務内容が悪化して元本や利息の回収が困難になる可能性についても勘案し、必要に応じて預金や有価証券などの金融資産を担保としたり信用保証協会などの保証をつけていただいており、これらを信用リスク削減手法といいます。

リスク・アセットについては、法令に基づいてこのリスク削減手法を勘案した残高を使用することができますので、当金庫では、リスク・アセットの計算において次の手法を信用リスク削減手法として採用し、それぞれの手法に応じて計算手順などを定めています。

(1) 適格金融資産担保

当金庫の預金を担保としている貸出金について、担保額を貸出金残高から差し引くこととしており、当該担保額が信用リスク削減額となります。

(2) 貸出金と預金との見なし相殺

貸出金の担保としていない貸出先名義の預金のうち、

法令に定められた条件に適合するものについて、預金残高の一定割合を貸出金残高から差し引くこととしています。この計算手続きを見なし相殺といい、貸出金から差し引いた額が信用リスク削減額となります。

(3) 保証

国、地方公共団体、政府関係機関等が保証している債権等については、保証された部分について当該保証人のリスク・ウェイトを適用できることから、保証がないと仮定して計算したリスク・アセットと当該保証人のリスク・ウェイトを適用して計算したリスク・アセットとの差額が信用リスク削減額となります。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引及び長期決済期間取引は、現時点では資金運用手段としての活用は行わない方針としております。このため、リスク管理の方針及び手続きについては定めておりません。

6. 証券化エクスポートジャヤーに関する事項

当金庫では、独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業を利用して住宅ローンの証券化を行っておりますが、買取型を利用することにより証券化した債権のリスクが当金庫に残らない取扱いとしており、証券化の手続きは住宅金融支援機構の定める手順に従って実施しております。なお、住宅ローン以外については証券化を予定していないため、証券化エクスポートジャヤーに関するリスク管理の方針等は定めておりません。

このため、証券化エクスポートジャヤーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称、及び証券化取引に関する会計方針、並びに証券化エクスポートジャヤーの種類毎のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称は該当がありません。

7. マーケット・リスクに関する事項

信用金庫連合会（信金中央金庫）に限定されるため該当がありません。

8. オペレーション・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーション・リスクとは、当金庫が業務を行うための規定や取扱要領などを含めた内部管理体制が不十分であったり、地震、風水害などの自然災害や火災、事故などが原因で発生する損失をいい、非常に広範囲にわたります。

このため当金庫では、お客さまとの取引への影響が非常に大きくなる可能性があると考えられる事務処理手続き、コンピュータシステム、大規模災害、犯罪被害、火災被害、情報資産管理、流動性管理を中心に、それぞれについての規定や取扱要領を作成し、お客さまが安心し

て当金庫とお取引いただけるような体制を整えることを基本方針としております。このうち事務処理手続きやコンピュータシステムについては、内部監査や外部監査によってシステムの運用で規定に反した取扱いが行われないよう管理しております。また、コンピュータシステムに万一障害が発生した場合や、自然災害や火災などの事故が発生した場合に備えての対応手順を定めており、可能な範囲で訓練を実施することによって被害を最小限にとどめるように努めております。

(2) オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

オペレーション・リスク相当額は、業務粗利益をベースとして法令で定められた基準により算出する「基礎的手法」を採用しております。

9. 信用金庫法施行令第11条第5項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポートジャヤー又は株式等エクスポートジャヤーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用金庫法施行規則では、同一貸出先（会社である場合はその会社の子会社等を含む）に対する貸出金額や債務保証の金額と出資又は株式の保有額の合計（これを「信用の供与等」といいます）が、当金庫の自己資本額の一定割合（これを「信用供与限度額」といいます）を超えてはいけないと定められています。

当金庫では、貸出先が企業グループである場合、当該企業グループの代表者個人なども含めた貸出等の総計額を管理しており、当該企業グループ内の会社に対する出資や株式等を保有する場合には、それも含めた総額を管理することとしております。このため、貸出先の出資や株式等については、市場価格がある場合はその価格で、市場価格がない場合は当該企業グループに対する資産査定の結果に基づいて1口又は1株当たりの純資産額を算出する時価評価を定期的に行うことにより、簿価と比べて著しく時価が下落した場合には、内部規定に沿った簿価の修正を行っております。

また、貸出先以外の出資や株式等の保有についても、市場価格又は純資産額に基づく時価を定期的に確認し、簿価と比べて著しく下落した場合には内部規定に沿った簿価の修正を行っており、有価証券全体としての含み損益及び市場価格の変動に伴う予想損失額についても定期的な確認を行うことにより、適切なリスク管理を行っております。

10. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の基本方針及び手続きの概要

当金庫では、地域のみなさまからお預かりしたご預金を、地元企業や個人の方へご融資するとともに有価証券で運用しており、預金利息が費用、貸出金や有価証券の利息が収益となっています。これらの金利は、国債の利回りを基準とする市場金利の変動について変わります

資料編（自己資本の充実等に関する開示）

が、例えばスーパー定期が1年毎の満期日に金利が変わることに対して、期間10年の国債などは10年後の満期日まで金利が変わりません。このように金利が変わるもの期間に差があると、市場金利が上昇することで収益と費用の差である利益が少なくなってしまいます。有価証券市場では、売買する国債の元本価格を変えることによって、新たに発行される国債とすでに発行済みの国債の金利に差があっても、満期日までの期間が同じであれば最終的な収益（利回り）が同じになるように調整しています。この結果、金利の低いものは安く売買されることになり、元本の資産価値が減ることになります。

この資産価値の低下を銀行勘定の金利リスクといい、当金庫では毎期の利益を安定的に確保するため、現在の預金と貸出金及び有価証券の構成内容から、全体としての金利リスクがどのくらいになっているのかを定期的に計算し、管理しています。

（2）内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスクの量を計算する手法としては、期間にかかわらず金利が一律に一定の幅で上昇したり低下したりした場合を想定する方法と、過去5年間における期間別の金利変化をもとに今後1年間に想定される金利の変化を使用する方法があり、当金庫では過去の金利変化に基づく手法を内部管理上の計算手法としています。

なお、満期の定めがない普通預金や当座預金などについては、法令で定められた基準に基づき、流動性預金残高の半分を満期までの期間が平均2.5年と仮定（「コア預金」といいます）して金利リスク量を算出しております。

〈連結自己資本比率に関する追加事項〉

1. 連結の範囲

（1）自己資本比率告示第3条又は第20条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

当金庫が100%を出資する子会社である「しんきんビジネスサービス株式会社」及び22.5%を出資する「飯田しんきんリース株式会社」を連結自己資本比率を算出する対象としております。なお、規則に基づく連結貸借対照表等の財務諸表における連結の範囲に含まれる会社は上記以外該当ありません。

（2）連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

本誌資料編42ページに記載しております。

（3）自己資本比率告示第7条又は第26条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

本誌資料編42ページに記載しております。

（4）自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまで又は第25条第1項第1号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

本誌資料編42ページに記載しております。

（5）信用金庫法第54条の21第1項第1号に掲げる会社のうち、従属業務を専ら営む会社等であって連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

該当ありません。

（6）連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

連結グループ内の資金及び自己資本の移動に関する制限は、規定等による定めを行っておりませんが、連結貸借対照表等の財務諸表が連結グループ全体の正確な資産内容を反映した正確なものとなるよう、外部監査法人による監査を受けて公表しております。

自己資本の充実等に関する定量的な開示

○自己資本の構成に関する事項

〈単 体〉

(単位：百万円)

イ.基本的項目の額	平成18年3月末	平成19年3月末
	42,594	44,297
①出資金	1,110	1,115
②資本剰余金	—	—
③利益剰余金	41,483	43,182
④基本的項目の額のうち①～③に該当しない資本調達額	—	—
⑤自己資本比率告示第13条第1項第1号から第4号までの規定により基本的項目から控除した額	—	—
口.補完的項目の額	997	805
ハ.自己資本総額（イ+口）	43,591	45,103
二.控除項目の額	—	—
ホ.自己資本の額（ハ-二）	43,591	45,103

〈連 結〉

(単位：百万円)

イ.基本的項目の額	平成18年3月末	平成19年3月末
	42,671	44,379
①出資金	1,110	1,115
②資本剰余金	—	—
③利益剰余金	41,541	43,241
④連結子会社等の少数株主持分	18	22
⑤基本的項目の額のうち①～④に該当しない資本調達額	—	—
⑥自己資本比率告示第4条第1項第1号から第4号までの規定により基本的項目から控除した額	—	—
口.補完的項目の額	1,001	808
ハ.自己資本総額（イ+口）	43,672	45,188
二.控除項目の額	—	—
ホ.自己資本の額（ハ-二）	43,672	45,188

(注)平成18年度は「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當かどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第21号)に定められた算式に基づき算出しております。また、平成17年度は「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」(平成5年大蔵省告示第62号)に定められた算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

○自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社（資本控除となる非連結子会社等）のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額（連結）

該当ありません。

資料編（自己資本の充実等に関する開示）

●自己資本の充実度に関する事項

〈単 体〉

(単位：百万円)

イ.信用リスク	リスク・アセット	所要自己資本額
	235,922	9,436
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポートの額	235,922	9,436
(i) ソブリン向け	257	10
(ii) 金融機関向け	19,552	782
(iii) 法人等向け	114,726	4,589
(iv) 中小企業等・個人向け	34,701	1,388
(v) 抵当権付住宅ローン	10,216	408
(vi) 不動産取得等事業向け	15,978	639
(vii) 三月以上延滞等	1,685	67
(viii) その他	38,804	1,552
②証券化エクスポート	—	—
ロ.オペレーション・リスク	17,394	695
ハ.総所要自己資本額（イ+ロ）	253,317	10,132
二.単体自己資本比率		17.80%
ホ.単体におけるTier1比率		17.48%

〈連 結〉

(単位：百万円)

イ.信用リスク	リスク・アセット	所要自己資本額
	235,945	9,437
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポートの額	235,945	9,437
(i) ソブリン向け	257	10
(ii) 金融機関向け	19,552	782
(iii) 法人等向け	114,726	4,589
(iv) 中小企業等・個人向け	34,701	1,388
(v) 抵当権付住宅ローン	10,216	408
(vi) 不動産取得等事業向け	15,978	639
(vii) 三月以上延滞等	1,685	67
(viii) その他	38,826	1,553
②証券化エクスポート	—	—
ロ.オペレーション・リスク	18,045	721
ハ.総所要自己資本額（イ+ロ）	253,991	10,159
二.連結自己資本比率		17.79%
ホ.連結におけるTier1比率		17.47%

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポート」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポート及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートのことです。

5. オペレーション・リスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

$$<\text{オペレーション・リスク(基礎的手法)の算定方法}>$$

$$\frac{\text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

6. 単体・連結における総所要自己資本額=自己資本比率の分母の額×4%

本開示は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。

●信用リスクに関する事項（証券化工クスポートナーを除く）（単体・連結）

イ. 信用リスクに関するエクスポートナー及び主な種類別の期末残高

①業種別

(単位：百万円)

業種区分	エクスポートナー区分	貸出金、オフ・バランス取引	債券	店頭デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポートナー
製造業		41,248	15,919	—	274
農業		1,299	—	—	112
林業		761	—	—	—
漁業		96	—	—	—
鉱業		190	—	—	—
建設業		27,845	1,232	—	849
電気・ガス・熱供給・水道業		10	1,962	—	—
情報通信業		720	605	—	—
運輸業		3,372	6,251	—	30
卸売業・小売業		31,227	3,970	—	415
金融・保険業		1,142	17,527	—	—
不動産業		24,347	1,111	—	992
各種サービス		53,243	—	—	1,085
国・地方公共団体等		8,052	59,876	—	—
個人		61,472	—	—	257
業種別合計		255,030	108,455	—	4,018

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポートナー」とは、元本又は利息の支払が約定日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポートナーのことです。

②残存期間別

(単位：百万円)

期間区分 エクスポートナー区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
貸出金、オフ・バランス取引	70,052	19,054	29,426	20,894	19,522	93,141	2,938	255,030
債券	8,791	16,027	22,509	25,266	29,765	6,095	—	108,455
店頭デリバティブ取引	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

③地域別

(単位：百万円)

	国内債券	外国債券
債券	107,846	609

(注) 貸出金、オフ・バランス取引、三月以上延滞エクスポートナーは国内取引のみとなっております。

資料編（自己資本の充実等に関する開示）

□. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本誌資料編41ページに記載しております。

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却等の残高

(単位：百万円)

業種区分	個別貸倒引当金			貸出金償却
	期首残高	期中増減額	期末残高	
製造業	196	61	257	15
農業	78	△6	71	—
林業	27	65	93	—
漁業	—	1	1	—
鉱業	2	0	2	—
建設業	1,548	290	1,838	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	2	△2	—	—
運輸業	20	9	29	—
卸売業・小売業	845	258	1,103	—
金融・保険業	—	—	—	—
不動産業	1,035	210	1,246	—
各種サービス	998	168	1,167	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—
個人	401	53	455	0
業種別合計	5,156	1,110	6,267	16

(注)当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額	
	平成18年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0 %	—	71,091
10 %	—	29,598
20 %	3,957	75,262
35 %	—	29,678
50 %	19,464	348
75 %	—	55,292
100 %	10,588	157,532
150 %	—	825
自己資本控除	—	—
合計	34,011	419,629

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーの額は信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。

本開示は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。

●信用リスク削減手法に関する事項（単体・連結）

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保	保証
	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	5,888	33,042
①ソブリン向け	—	—	—
②金融機関向け	340	—	—
③事業法人向け	621	—	11,099
④中小企業等・個人向け	4,900	—	20,713
⑤抵当権付住宅ローン	—	—	755
⑥不動産取得等事業向け	25	—	42
⑦三月以上延滞等	0	—	431

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

本開示は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（単体・連結）

該当ありません。

●証券化工エクスポージャーに関する事項（単体・連結）

該当ありません。

資料編（自己資本の充実等に関する開示）

●出資等又は株式等エクスポートに関する事項（単体・連結）

イ. 出資等又は株式等エクスポートの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

区分	売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの					その他有価証券で時価のないもの等
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価 (償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損	
上場株式等	平成17年度	—	4,998	8,928	3,930	3,982	51	—
	平成18年度	—	5,049	8,631	3,581	3,637	55	—
非上場株式等	平成17年度	—	—	—	—	—	—	116
	平成18年度	—	—	—	—	—	—	77
その他	平成17年度	—	1,862	2,394	532	569	36	780
	平成18年度	—	1,696	1,987	291	364	72	778
合計	平成17年度	—	6,860	11,323	4,463	4,551	88	896
	平成18年度	—	6,745	10,618	3,872	4,001	128	856

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

ロ. 子会社株式の貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
				うち益	うち損
子会社・子法人等株式	平成17年度	24	24	—	—
	平成18年度	24	24	—	—

ハ. 出資等又は株式等エクスポートの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

出資等エクスポート	平成17年度	売却額	売却益		株式等償却
			売却益	売却損	
出資等エクスポート	平成17年度	728	198	45	2
	平成18年度	1,205	1,149	—	65

●銀行勘定における金利リスクに関する事項（単体・連結） (単位：百万円)

運用勘定		調達勘定	
区分	金利リスク量	区分	金利リスク量
	平成18年度		平成18年度
貸出金	5,870	定期性預金	2,622
有価証券等	4,869	要求払預金	1,185
預け金	508	その他	—
コールローン等	—	調達勘定合計	3,807
その他	18		
運用勘定合計	11,265		
銀行勘定の金利リスク	7,458		

(注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。

当金庫では、過去5年間の金利変動に基づく金利ショックにより銀行勘定の金利リスクを算出しています。

2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって隨時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、流動性預金残高の50%相当額を、平均2.5年間滞留すると仮定してリスク量を算定しています。

3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定しています。

銀行勘定の金利リスク(7,458百万円) = 運用勘定の金利リスク量(11,265百万円) + 調達勘定の金利リスク量(-3,807百万円)

本開示は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。